

総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十第二項中「又はH三E電波」を削る。

第四十五条の十二の五中「パルス対数制御の」を「パルス対の数を制御する」に改め、同条第一項第一号八中「見通し距離が三七〇・四キロメートル以内において、その」を「測定」に、「三パーセント又は〇・九キロメートル」を「〇・二五パーセント又は〇・三一五キロメートル」に改め、「（地上DME又は地上タカンにおける許容誤差を含む。）」を削り、同項第二号八の表感度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「場合において」の下に「、有効通達距離が五六キロメートルを超えるものの受信装置

にあつては「を、」以下」の下に「、有効通達距離が五六キロメートル以下のものの受信装置にあつては、応答率が七〇パーセントとなるときに質問信号の尖頭電力が（・）八三デシベル（一ミリワットを）デシベルとする。」以下であること。「を」を加え、同表一信号選択度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「（±）九〇〇kHz」の下に「の範囲外」を加え、「（・）一二デシベル」を「（・）二五デシベル（ILS又はMLSの無線設備と組み合わせる場合にあつては（・）一二デシベル）」に改め、同表内部雑音により発射されるランダム・パルス対数の項を次のように改める。

内部雑音により発射されるランダム・パルス対の数	空中線の絶対利得が四デシベル、給電線の損失が三デシベルの場合において、有効通達距離が五六キロメートルを超えるものの受信装置にあつては（・）九三デシベル（一ミリワットを）デシベルとする。）、有効通達距離が五六キロメートル以下のものの受信装置にあつては（・）八三デシベル（一ミリワットを）デシベルとする。）、の尖頭電力の質問信号が入力され、送信装置が発射することができるパルス対の最大数の九〇パーセントに相当する数の応答信号のパルス対を発射するとき、当該最大数の五パーセント以下であること。
-------------------------	---

第四十五条の十二の五第一項第二号八の表デコーダの特性の項中「受信装置の最大感度の点より七五デシベル高い強度」を「減衰量の項に規定する尖頭電力」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「ランダムパルス対数」を「ランダム・パルス対の数」に改め、同項第二号八の表感度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「 μ 、一ミリワットを〇デシベルとしたとき」を削り、「 μ （ \cdot ）七六デシベル」の下に「 μ （ \cdot ）一ミリワットを〇デシベルとする。」を、「 μ （ \cdot ）六五デシベル」の下に「 μ （ \cdot ）一ミリワットを〇デシベルとする。」を加え、同表一信号選択度における減衰量の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「 μ （ \pm ）九〇〇kHz」の下に「の範囲外」を加え、同表内部雑音により発射されるランダムパルス対数の項を次のように改める。

内部雑音により発射されるランダム・パ	空中線の絶対利得が四デシベル、給電線の損失が二デシベルの場合において、IAモードにあつては μ （ \cdot ）七六デシベル μ （ \cdot ）一ミリワットを〇デシベルとする。 μ （ \cdot ）FAモードにあつては μ （ \cdot ）六五デシベル μ （ \cdot ）一ミリワットを〇デシベルとする。 μ （ \cdot ）の
--------------------	--

ルス対の数

尖頭電力の質問信号が入力され、送信装置が発射することができるパルス対の最大数の九〇パーセントに相当する数の応答信号のパルス対を発射するとき、当該最大数の五パーセント以下であること。

第四十五条の十二の六第二号八二の表エコー抑圧の特性の項中「最大感度」の下に「から三デシベル以内」を加える。

第四十五条の十二の八第一号八中「誤差が」を「誤差は、仰角が〇度以上四〇度以下の範囲において、」に改め、同条第二号の表主搬送波の項中

変調度

次に掲げる仰角の区別に従い、変調信号の項の各変調信号ごとに、それぞれ次のとおりであること。

- 一 仰角が五度以下
- 二 八パーセント以上三二パーセント以下
- 三 仰角が五度を超え六〇度以下

を

二五パーセント以上三五パーセント以下

変調度

次に掲げる範囲の区別に従い、それぞれ次のとおりであること。

一 仰角が五度以下の範囲

イ 標準VOR

(1) 基準位相信号によつて周波数変調された副搬送波によるもの 二〇パーセント以上五五パーセント以下

(2) 可変位相信号によるもの 二五パーセント以上三五パーセント以下

ロ ドツプラVOR

(1) 基準位相信号によるもの 二五パーセント以上三五パーセント以下

(2) 可変位相信号によつて周波数変調された副搬送波によるもの 二〇パーセント以上五五パーセント以下

二 仰角が五度を超える範囲

に

変調信号の項の各変調信号によるもの 二八パーセント以上三三パーセント以下

改め、同表変調指数の項を次のように改める。

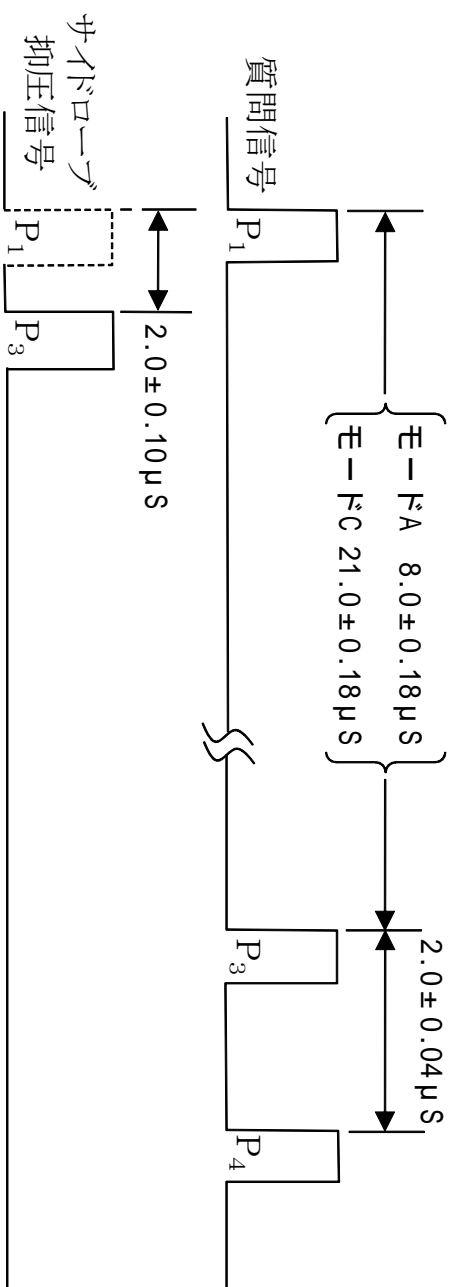
変調指数	
一 標準VOR 一五以上一七以下	
二 ドツプラVOR	
イ 仰角が五度以下の範囲 一五以上一七以下	
ロ 仰角が五度を超え四 度以下の範囲 一一以上一七以下	

第四十五条の十二の十一中「別図第十八号の二」を「別図第七号」に改め、同条第一号イ2中「場合において」の下に「、空中線が四分の一波長の単一型であつて、かつ」を加え、同号ロ1中「四分の一波長空中線」を「空中線が四分の一波長の単一型」に改め、同条第二号イ2中「場合において」の下に「、空中線が四分の一波長の単一型であつて、かつ」を加える。

別図第七号中「SSRが送信する」を「SSR及びACASが送信する」に、「第45条の12の6」の次に

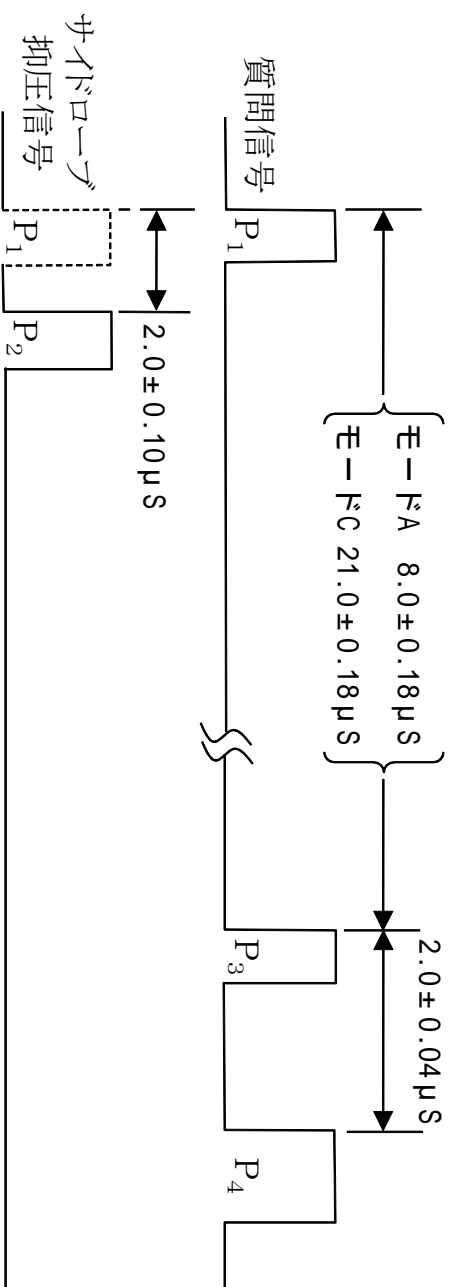
「及び第45条の12の11」を加え、回図2中「0.2μ s」を「0.18μ s」し、「0.15μ s」を「0.10μ s」し、

「モードA / C一括



モードA / C / S一括

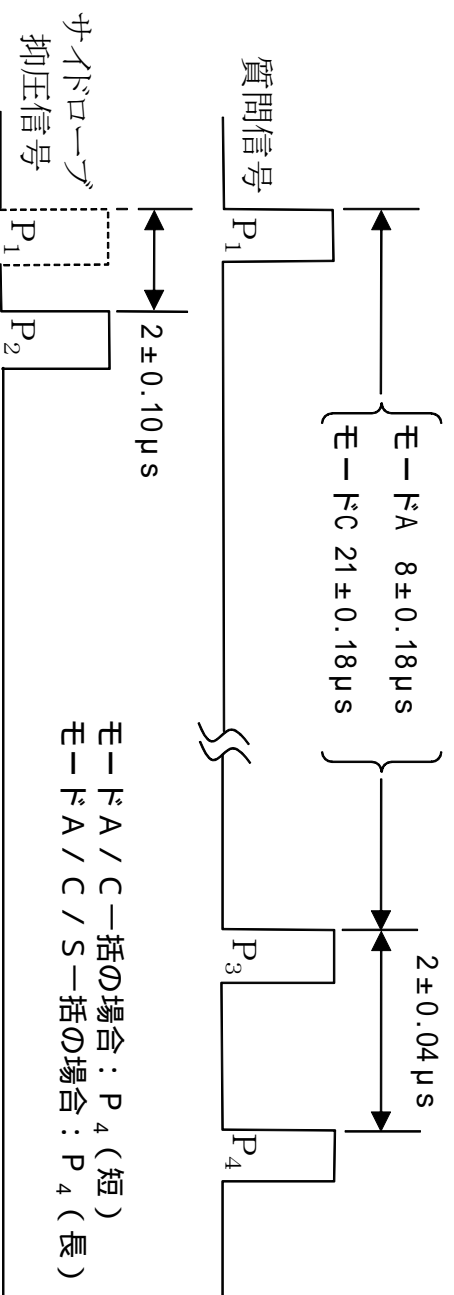
を



」

を

「モードA/C一括又はモードA/C/S一括



改め、回図2に次のように加える。

- 7 ACASにおいて、モードC応答の重畳数を減少させるため、モードC又はモードC一括の質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。

パルス幅	$0.8 \pm 0.09 \mu s$ ただし、ACAS Iは $0.8 \pm 0.10 \mu s$
パルス立ち上がり時間	$0.1 \mu s$ 以下

パルス立ち下がり時間	0.2 μ s 以下
尖頭電力 ^{せん}	パルスP ₁ の尖頭電力 ^{せん} より小さいこと。
パルス発射のタイミング	パルスP ₁ の前に発射するものとし、パルスSとパルスP ₁ の間隔は2 \pm 0.10 μ s であること。

別図第十八号の二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している航空用DME、ATC RBS、VOR及びACASの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の五、第四十五条の十二の六、第四十五条の十二の八、第四十五条の十二の十一及び別図

第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に総務大臣の行う型式検定に合格した機上DME、ATCRBS及びACASの無線設備の機器（外国において、検定規則で定める型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）に係る当該合格の効力については、この省令の施行後においてもなお効力を有するものとする。

4 総務大臣は、前項の規定によりなお合格の効力を有することとされた無線設備の機器を使用する無線局に対して、免許若しくは予備免許又は無線設備の変更の工事の許可をすることができる。この場合において、無線設備の条件は、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の五、第四十五条の十二の六、第四十五条の十二の十一及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。